

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年7月8日

石川県監査委員 作野 広 昭  
同 吉田 修  
同 浜田 孝  
同 岡部 朋代

(別紙)

中能農第1497号  
平成28年6月10日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成28年5月31日付け石監査第62号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	中能登農林 総合事務所	適正を欠く事態を生じたのは、使用許可の状況及び調定等の処理状況についての情報共有が不完全であったことが原因でした。 再発防止のため、情報共有の強化に努めるため、管理表を作成して、使用許可状況、調定、納入通知書の発行、収納状況を管理するよう改めました。 今後、このようなことのないよう、財務規則等に基づき適正に事務処理を行うよう指導、徹底しました。